



埼玉労働局発表
平成 28 年 11 月 29 日

【照会先】
埼玉労働局労働基準部健康安全課
課長 布施 武雄
課長補佐 廣澤 禎
安全専門官 堀川 道歳
(電話) 048-600-6206

報道関係者 各位

平成 28 年度埼玉年末・年始無災害運動について

—取組期間 平成 28 年 12 月 1 日～平成 29 年 1 月 15 日—

埼玉労働局(局長:田畑一雄)では、平成 25 年度から 29 年度までの 5 年間を計画期間とする埼玉第 12 次労働災害防止計画を策定し、労働災害による死亡者数について平成 29 年に平成 24 年と比較して 20%以上の減少、死傷者数について同じく 15%以上の減少を目標とし、労働災害防止に係る取組を推進しています。

埼玉県内における本年 10 月末日の労働災害の発生状況は、死亡災害については、全産業で 25 人と昨年同期比で 4 人(13.8%)の減少となっています。

また、休業 4 日以上死傷者数については、全産業で 4,078 人と昨年同期に比べ 212 人(4.9%)の減少となっています。

このような状況の中、年末・年始は何かと繁忙な時期であり、普段の作業やリズムが替わりやすいことに加え、事業場、職場が一斉に操業を停止・開始する際や大掃除の際等に通常では行わない非定常作業が多くなります。さらに、荷動きの増加、気象条件、交通事情等の作業環境等の変化に伴う労働災害の増加が懸念される時期であることから、各事業場、職場では災害防止のための特別な配慮が必要となります。

これらのことから、一年の締めくりである年末及び新年のスタートである年始にかけて労働災害防止の運動を積極的に展開することにより、死亡災害及び休業災害のさらなる減少を図るため、別添の「埼玉年末・年始無災害運動実施要領」を定め下記のとおり「年末・年始無災害運動」を実施することとします。

記

1 目的

各労働災害防止団体等が推進する年末・年始時期を捉えた労働災害防止強調期間、無

災害運動等(※1)との連携により管内事業場における安全衛生意識の高揚を図るとともに期間中に埼玉労働局及び管下各労働基準監督署並びに各関係団体・各事業場が展開している各種取組を一層推進し、もって死亡災害及び死傷災害のさらなる減少を図る。

2 取組期間

平成 28 年 12 月 1 日～平成 29 年 1 月 15 日

3 実施事項

(1) 行政による実施事項

- ア 各労働災害防止団体、各業界団体等に対する協力要請
- イ 年末年始に労働災害の多発が懸念される業種に対する監督指導等
- ウ 各労働災害防止団体が実施を予定している年末・年始労働災害防止強調期間、無災害運動等への協力・援助
- エ 「Safe Work SAITAMA」(※2)をキャッチフレーズとする労働災害防止の取組への各事業場の参加勧奨
- オ 埼玉労働局ホームページ、記者発表による広報
- カ 各労働災害防止団体、関係業界団体等が発行する機関誌への広報

(2) 事業者による実施事項

- ア 経営トップによる年末年始実施時期における安全衛生方針の決意表明
- イ 安全衛生パトロールの実施
- ウ 非定常作業事業場(職場が一斉に操業を停止する際等の通常行わない作業)における労働災害防止対策の徹底(作業計画、作業マニュアル等の確認)
- エ 業務繁忙期における無理な計画に基づく作業の排除
- オ 職場の整理・整頓・清掃・清潔(4S)の徹底
- カ 「Safe Work SAITAMA」のキャッチフレーズ、ロゴマークを活用することによる安全衛生意識の高揚

※ 1 中央労働災害防止協会 年末年始無災害運動

建設業労働災害防止協会 建設業年末年始労働災害防止強調期間

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 年末年始労働災害防止強調運動

林業・木材製造業労働災害防止協会 林材業年末年始無災害運動

※2



埼玉年末・年始無災害運動実施要領

埼玉労働局では、平成25年度から29年度までの5年間を計画期間とする埼玉第12次労働災害防止計画において、労働災害による死亡者数を平成24年と比較して20%以上減少させ、死傷者数を同じく15%以上減少させることを目標とし、さらに、重点業種として、第三次産業の小売業、飲食店、社会福祉施設及び陸上貨物運送事業について死傷災害の減少を、製造業及び建設業について死亡災害の減少を図るため、労働災害防止に係る取組を推進している。

埼玉県内の本年10月末現在の労働災害の発生状況は、死亡者数は全産業で25人（昨年同期比で4人（13.8%）減少）となり、特に建設業については4人（同9人減少）と大幅な減少となっている一方、製造業では7人（同2人増加）、陸上貨物運送事業では6人（同2人増加）と増加している。

また、休業4日以上死傷者数は、全産業で4,078人と昨年同期の4,290人に比べ212人（4.9%）減少し、製造業が1,005人（昨年同期比55人（5.2%）減少）、陸上貨物運送事業が738人（同73人（9.0%）減少）、建設業が398人（同98人（19.8%）減少）と減少している一方、第三次産業的業種は1,856人と全産業の約46%を占めるとともに、特に社会福祉施設が249人（同30人（13.7%）増加）と増加傾向となっており、これらの業種の労働災害に歯止めをかけることが喫緊の課題となっている。

このような状況の中、年末年始の繁忙期を迎え、貨物量の増加、気象条件や交通事情等の作業環境の変化とともに、設備の点検、補修、清掃等非定常作業等が多くなることなど、労働災害の増加が懸念される時期となる。

このため、埼玉、千葉、東京、神奈川の4労働局が推進している「Safe Work」のキャッチフレーズの下、各事業場、職場において年末及び年始にかけて安全衛生意識を高め、労働災害防止の運動を積極的に展開することにより、死亡災害及び死傷災害の一層の減少を図るため、「埼玉年末・年始無災害運動」を実施する。

1 実施期間

平成28年12月1日から平成29年1月15日まで

2 主唱者

埼玉労働局、管下各労働基準監督署

3 実施者

事業者

4 主唱者の実施事項

- (1) 労働災害防止団体、建設工事発注機関等に対する協力要請
- (2) 年末年始に労働災害の多発が懸念される業種に対する指導・要請
- (3) ホームページ、記者発表等による広報
- (4) 事業者、労働災害防止団体等が行う労働災害防止活動に対する指導・援助
- (5) 「Safe Work SAITAMA」の普及促進

5 事業者の実施事項

- (1) 経営トップによる年末年始時期に係る安全衛生方針の決意表明
- (2) 安全衛生管理体制の確立、確認
- (3) リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの積極的な導入・定着
- (4) メンタルヘルス対策・過重労働対策の推進
- (5) 非定常作業における労働災害防止対策の徹底
 - ・ 作業計画、作業マニュアルの点検、確認、作成
 - ・ 作業計画、作業マニュアルに基づく安全衛生教育の実施
 - ・ 作業計画に基づく作業開始前ミーティングの実施
- (6) KY（危険予知）活動を活用した「現場力」の強化と5Sの徹底
- (7) 安全衛生パトロールの実施
- (8) 業務繁忙期における無理な計画に基づく作業の排除
- (9) 職場の整理・整頓・清掃・清潔（4S）の徹底
- (10) 火気の点検、確認等火気管理の徹底
- (11) 降雪期を考慮した交通労働災害防止ガイドラインに基づく交通労働災害防止対策の推進
- (12) 荷主として運送事業者に荷役作業を行わせる場合の荷台からの墜落防止の安全対策
- (13) 「Safe Work SAITAMA」のキャッチフレーズ、ロゴマークの活用による安全衛生の意識高揚

6 事業者の業種別重点実施事項

- (1) 全業種共通
 - ア 事業者の安全衛生方針の確認、所信表明

- イ 4S（整理・整頓・清掃・清潔）活動の推進
- ウ 床等の水、油、氷等の清掃、除去による転倒災害の防止
- エ 脚立、梯子等の正しい使用方法による墜落・転落災害の防止
- オ 床面、通路、階段等の設備改善による転倒災害、墜落・転落災害の防止
- カ 無理な姿勢による荷の取扱作業の排除による腰痛の防止
- キ 荷役作業安全ガイドラインに基づく荷役作業時の安全確保
- ク 交通法規、自動車運転車労務改善基準の遵守による交通労働災害の防止
- ケ 雇入れ時の安全衛生教育の徹底
- コ 積雪、凍結による転倒災害の防止対策

(2) 製造業

- ア 加工用機械、運搬装置等の安全装置、安全カバーの設置によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止
- イ 労働安全衛生規則改正された食品加工用機械の対策の実施
- ウ 非正常作業、故障時のマニュアル確認及び安全作業の徹底
- エ 通路、階段、作業床等の墜落、転倒防止のための改善
- オ フォークリフト、クレーン等の資格者の確認と資格者による作業
- カ 用具の正しい使用方法による作業
- キ 重量物扱いの災害性腰痛、捻挫防止のための正しい方法による作業
- ク 積雪、凍結による転倒災害の防止対策

(3) 陸上貨物運送事業

- ア 過労運転及び降雪、凍結による交通労働災害の防止
- イ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく次の災害防止対策
 - ① 荷台からの墜落・転落防止
 - ② フォークリフト、クレーン等の災害防止
 - ③ コンベヤーによる災害防止
 - ④ ロールボックスパレットによる災害防止
 - ⑤ 転倒による災害防止
 - ⑥ 腰痛防止対策
 - ⑦ 荷崩れ又は荷の落下による災害防止
 - ⑧ 陸運事業者と荷主との連絡調整
- ウ 積雪、凍結による転倒災害の防止対策

(4) 建設業

- ア 法令に基づく足場の設置、開口部の手すり等の設置又はそれらを設けることが困難な場合の安全帯の使用による墜落・転落災害の防止
- イ 足場先行工法、手すり先行工法の実施
- ウ 車両系建設機械、クレーン等に係る作業半径内立入禁止措置等安全作業の徹底
- エ 改正労働安全衛生規則による解体用機械の対策の実施
- オ 携帯用丸のこ盤の安全教育の徹底と歯の接触予防装置の確実な使用
- カ 作業計画に基づく適切な作業
- キ 足場等の防護ネットの設置等による高所からの落下物災害の防止
- ク 脚立、梯子、ワイヤーロープ等の点検と特に梯子使用時の緊結、転位防止、昇降時の安全ブロック及び安全帯の使用等適切な作業方法による作業
- ケ 作業主任者の作業指揮に基づく作業
- コ 新規採用者に対する安全衛生教育の実施
- サ 積雪、凍結による転倒災害の防止対策

(5) 社会福祉施設

- ア 新規開設時の安全衛生対策の確認
- イ 法令に基づく安全衛生管理体制の整備
- ウ 4S（整理・整頓・清掃・清潔）活動の推進等による転倒・転落災害の防止
- エ 床等の水、油等の清掃、除去
- オ 床面、通路、階段等での転倒、墜落防止のための設備改善
- カ 無理な姿勢による作業の排除、補助具等の利用による腰痛の防止
- キ 雇入れ時の安全衛生教育の徹底
- ク 積雪、凍結による転倒災害の防止